



IFRS第17号による保険契約の財務報告の公平な競争環境 保険会社はそれをどのように活用するのか？

まえがき

Economist Impactがデロイト*のために2022年5月と6月に全4回にわたって実施した2022年グローバルIFRS保険調査のうち第1回目のご報告をできることを大変嬉しく思います。私たちは、各組織でIFRS第17号の導入に関与した保険会社の幹部360人からの回答を入手しました。調査には世界のすべての主要な市場から参加があり、商品と地理の両面から保険業界のすべてのセグメントをカバーしています。

この第1回目の報告においてEconomist Impactは、EUでエンドースされたIFRS第17号には、国際会計基準審議会（IASB）が公表した原文と比較して重要な相違点があることから、EUを拠点とする参加者の回答に注目しています。その相違点とは、IFRS第17号の主要な要求事項の一つについて適用除外を任意に認めるもので、多くの利害関係者はEUのエンドースメントの過程の中で、EUに広く見られる特定の種類の商品について強制的に適用されるべきではないと考えていました。

調査の注目すべき点は、EUに本社を置く保険グループの大多数がEUの除外規定を任意に選択する予定があることです。IFRS第17号が提供する世界レベルでの公平な競争環境というメリットは、この選択により弱まることはないということが、とても強い心情として示されています。また調査の参加者は、EUの除外規定の利用に関する開示を提供する予定があることに言及しています。

残り3回の調査では、参加者が挙げた他の論点に焦点を当てる予定です。第2回目の報告では、保険会社がIFRS第17号による財務報告に備えるためのテクノロジーにどのような変化が起きたのかについて、参加者の意見を見ていきます。第3回目は、2023年にIFRS第17号の財務諸表を最初に発表する際に、これまでとは異なる業績と財政状態を報告すべく、参加者が所属組織としてどのような準備をしているかについて検討します。最後に第4回目の調査では、IFRS第17号が契機となった変

革の旅で参加者が得た考えや、また「本番」日乗り越えることができたのかを探ります。さらに、収集したすべてのデータにアクセスできる回答の統計も公開しています。

Economist Impactが公平かつ洞察に富む分析を実施したことに感謝するとともに、本調査に貢献頂いたすべての関係者に御礼申し上げます。

本調査報告についてご意見、ご質問等がございましたら、各地域のデロイトIFRS保険リーダーまたは私までご連絡をいただけますと幸いです。

Francesco Nagari

グローバルIFRS保険リーダー
デロイト中国

IASBにより公表されたIFRS第17号は、規制により財務報告にIFRSの適用が強制される100か国以上の国々のすべての保険会社によって使用される基準として開発されることを目的としていました。EUでエンドースされたIFRS第17号は、IFRS第17号の重要な要求事項の一つを除外する追加条項を含んでおり、それは究極の親会社がEUに置かれ、新基準を利用する予定の会社（EU保険会社）で利用可能です。本紙では、EU保険会社およびそれ以外の会社がIFRS第17号の導入に対してどのように準備しているのか、なぜ調査はEU保険会社の大半が除外規定を利用することを決定したという結果を示しているのか、投資家にもどのような影響があるのか、およびEUのエンドースメントがIFRS第17号による保険契約の財務報告の公平な競争環境に与える影響を見ていきます。

はじめに

2017年に公表され2020年に大幅に修正された待望のIFRS第17号の目標は、保険契約の認識、測定、表示、開示について100以上の法域にわたる単一の原則を確立すること、端的には公平な競争環境を確立することでした。

当時においても、私たちの2018年のIFRS第17号に関する報告でも言及していたように、「適用から生じる実務の多様性」について懸念が存在していました¹。

結果として、実務の多様性は発生し、それはIFRS第17号の一つの重要な原則である年次コホートの要求事項（下記囲み）から出現しました。簡潔に言えば、それは、保険契約から予想される利益を測定、認識するために、保険会社はどのようにそれらの契約をプールすべきかという問題をカバーしています。これらの予想利益は、契約上のサービス・マージン（CSM）と呼ばれる金額として報告されます。

年次コホートの要求事項とは何か？

IFRS第17号を公表したIASBは、年次コホートは「健全な会計のためには必要」²と述べています。そのため、IASBは以下の事項を決定しています。

- 保険契約は「当初認識時に予想される収益性に基づいた」おおまかなグルーピングを行う
- 年次コホートへのグルーピングでは「当初認識時に不利である契約を分離する」
- 「年次」要素の文言への折り込み³—グループに含まれる契約はすべて「12か月以内に発行されていなければならない」

大まかに言えば、たいていの法域で2023年1月1日に発効するIFRS第17号のアプローチは、予想利益は関連する会計期間に稼得されたとして認識されるべきというものです。なぜなら保険会社は、その会計期間に保険契約者に保険サービスを提供しているからです。

しかし、それは常に簡単なわけではありません。短期保険契約では、関連する会計期間の利益（または損失）を認識することは十分に簡単です。より難しいのは、収益と費用が何年にもわたって広がる生命保険契約などの長期契約の利益をいつ認識するかを決定することです。

その課題は、年次コホートの要求事項の削除または修正を提唱する一部の企業と業界団体によるロビー活動につながりました。IASBは、「重要な情報が失われるリスクと免除の影響を評価することの難しさから、除外による投資家のコストは過大なものになるだろう」という理由でこれに反対しました⁴。



EUの除外規定

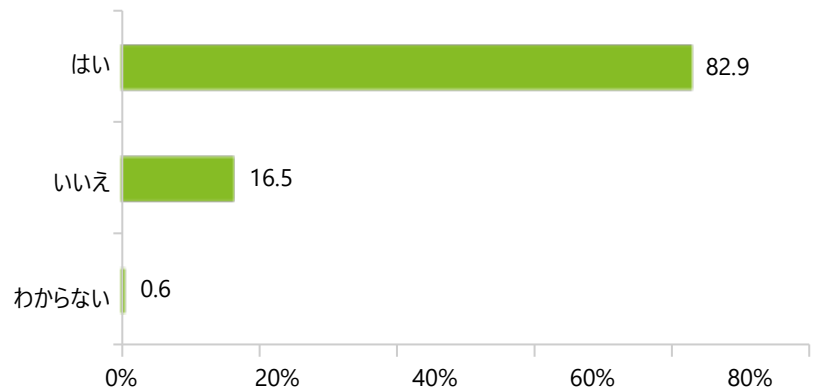
最終的に、IASBはロビイストの運動に反対する決定をしたため、グローバル版のIFRS第17号は年次コホートの要求事項を維持することになりました。

しかし、2021年にEUは、圏内に本社を置く保険会社が特定の状況で年次コホートの要求事項を任意で適用しないことを認める決

定をしました。この決定は業界団体であるInsurance Europeに歓迎されました⁵（EUは2027年末までに当該除外規定をレビューする予定です⁶）。EUはまた、除外規定を利用する会社は、その旨を開示し、たとえば、どのポートフォリオに適用したかの説明などを含む他の情報を提供しなければならないことを決定しました⁷。

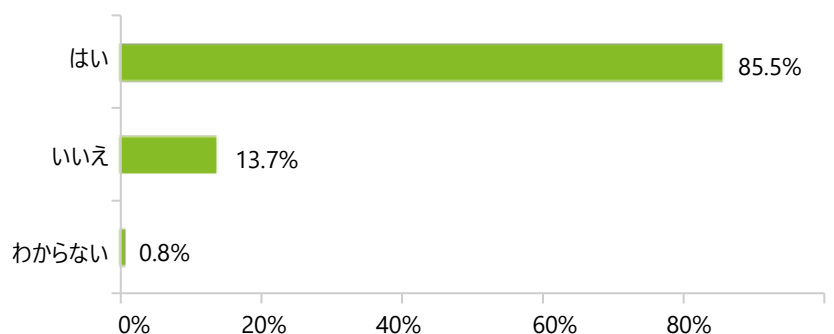
私たちの調査によれば、EUを拠点とする保険会社の大多数、すなわち調査対象となったEUに本社を置く会社158社のうち131の回答、つまり83%近くは、IFRS第17号に基づく2023年の財務諸表を作成する際に除外規定を利用することを選好しています（図表1参照）。

図表1 - 2023年のIFRS第17号に準拠した財務諸表の作成に年次コホートの除外規定を利用する予定ですか？



除外規定の影響

私たちの調査では、EUを拠点とする保険会社からの131の回答の86%近くが除外規定を利用するつもりであると言ひ、財務諸表に重要な影響があると予想しています（図表2参照）。



年次コホートによる分割は、「経済的および法的な観点からは単一のものとして統合されているものを分割するためのドライバーを識別することになり、恣意的な会計処理」を構成することになります。

Massimo Tosoni,
Head of Group Accounting Policy &
Reporting, Generali

除外規定を利用する回答者の中には、イタリアのGeneraliが含まれています。Head of Group Accounting Policy & Reportingであり、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の財務報告技術専門家グループのメンバーでもあるMassimo Tosoni氏は、Generaliの決定は実務的な理由によるものではなかったと言います。はるかに重要なのは、年次コホートによる分割は、「経済的および法的な観点からは単一のものとして統合されているものを分割するためのドライバーを識別することになり、恣意的な会計処理」を構成するという見解です。

「私たちが抱いていた懸念は、利益が変わってしまうということではありません。結局のところ、最終的にポートフォリオから得られる利益の全体は常に同じです。会計によって価値を創造したり破壊されたりはしていません」とTosoni氏は言います。「むしろ、Generali Europe全体の業績とは整合しない利益の

発生パターンによるボラティリティが潜在的に引き起こされることを懸念しています。」

さらに複雑なのは、グローバルなIFRS第17号ルールの下では、企業が適用したいドライバーを選択できるようになることだと同氏は言います。「潜在的に、システムに実装するドライバーに応じて、プレイヤーごとに利益パターンが異なることとなります。」Tosoni氏の見解では、IASBが2026年あたりで適用後レビューを実施する際に、EUのアプローチを反映するようにルールを変更するか、2つのアプローチを並行して継続するための良い機会となるかもしれません。

本調査によると、EUに本社を置く保険会社の大部分が除外規定の利用を計画していますが、一定規模の少数派はそうではありません。その中には巨大なAllianzグループがあり、Group Chief AccountantであるRoman Sauer氏は、一部の保険会社では規制の目的の一つがグローバルな調和にあることから、

IFRS第17号のグローバル版を使用したいと考えおり、「私たちはIASBが公表したIFRSに忠実であることによって貢献をしたい」と言います。

さらに同氏は、そうすることには戦略的な理由もあると言います。EU圏外の一部の規制当局は、特定の資本市場取引に完全なIFRS財務諸表を要求していて、一度でもそれらが必要となった場合には、その準備にコストがかかり、おそらく長い時間がかかります。

フランスを拠点とするグローバルな再保険会社であるSCORは、除外規定を利用しない別の会社です。グループCFOのIan Kelly氏は、除外規定は「私たちが引き受けているビジネスにはそれほど当てはまりません」と言います。

「それは、有配当ビジネス、キャッシュ・フロー・タイプのマッチング・ビジネスなど、ある程度相互扶助のある特定のビジネスにより当てはまるものです」と同氏は言います。

投資家の反応への対応

年次コホートの要求事項を含めないことについてIASBによって表明された主な懸念の一つは、保険契約グループの収益性に関する情報の損失でした。それは、除外規定を利用した保険会社を投資家がどのように見るのかという疑問を生じさせます。

GeneraliのMassimo Tosoni氏は強気です。除外規定の利用によりその財務諸表は、保険会社がどのように金融リスクを管理しているかという点からは、実際はより適切になるだろう、したがって会社に対する投資家の見方を曇らせることはない、もっと言えば資本コストやM&A行動に不利な影響を与えるものでもないと言います。さらに除外規定は、年次コホートのないソルベンシーIIにおけるリスク管理アプローチとも整合的であると言います。

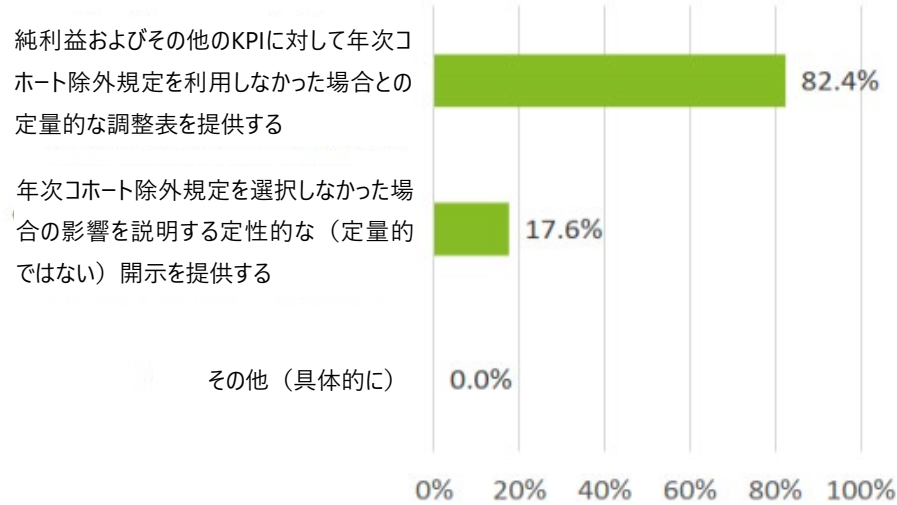
AllianzのSauer氏は、投資家は除外規定を利用する会社を不信の目でみる一方で、グローバルなルールに忠実な会社を称賛するのではないかと疑っています。

「私たちが年次コホートについてより忠実なルールを採用することで、少しでも称賛され手柄が認められることを願っています。しかし長期的には、そのために手柄が認められるとは思っていません」と同氏は言います。より重要な論点は、ある法域が除外規定を設けているという事実に関するメッセージを送ることだと同氏は付け加えます。

いずれにしても、比較可能性の問題は、おそらく議論の余地があります。EUの規則により、除外規定を利用する予定の保険会社は、その理由に関する情報を提供しなければなりません。

本調査では、除外規定を利用していない企業と利用している企業の財務諸表の比較可能性をどのように確保するのか質問された際に、大部分 - 82% - は純利益およびその他のKPI（Key Performance Indicators）についての定量的な調整表を提供すると回答しています。

図表3 - 年次コホート免除を適用しなかった企業と財務諸表をどう比較可能にする予定ですか？



Generaliは少数派の道を行き、定性的アプローチを採用するとTosoni氏は言います。最終的には、自社がなぜ除外規定を利用することを選択したかの理由を説明し、影響を受けるポートフォリオが示されるでしょう。

「しかし、私たちが適用したものは異なるルールの損益計算書を並行して計算するつもりはありません」と同氏は言います。「私たちは異なる粒度への定量的な調整表を作成することは要求されていませんし、既に利用可能な必須の情報に加えて、それは関連情報を利用者に提供しないと考えています。」

Tosoni氏は、投資家やアナリストはこれまでのところ、除外規定が業績に与える影響を理解しようとする意欲をあまり示していないと付け加えます。同氏は、IFRS第17号が保険会社に開示することを要求しているCSMのロールフォワードや新契約の貢献といった情報は、保有契約全体との比較として新契約から予想される収益性を示すには十分であると説明しています。

「私たちが提供しようとしている情報は既に非常に広範で豊富であり、第三者が私たちの業績に関するビジネス上の洞察を得ることを可能にします」と同氏はGeneraliの将来のIFRS第17号の開示アプローチについて語りま

（ほぼ）公平な競争環境

おそらく最も重要なのは、調査対象者は概して、除外規定の利用が公平な競争環境というIFRS第17号の目的を損なうとは感じていないことです。AllianzのSauer氏は、除外規定は、「比較可能性の点で大きな障害ではない」ので、除外規定を利用する企業の影響により比較可能性が完全に損なわれることはなさそうだと同氏は言います。そして、世界中のビジネスモデルが異なり、現在でも比較可能性が課題であることから、IFRS第17号は依然として大きな進歩であると同氏は付け加えます。

PrudentialのグループCFOであるJames Turner氏にとっては、EUで保険を引き受けていないため、EUの除外規定は問題ではありません。除外規定の影響についての議論は、保険会社の資本要件に関するソルベンシーIIの導入について、当時生じた同様の疑問を思い出させると同氏は言います。

「ソルベンシーIIはどの国でも同じであるはずでしたが、そこにはさまざまな国の間で解釈の違いがありました」と同氏は言います。「違いはありましたが、比較可能性が大きいほど業界にとっては良いので、より大きな比較可能性という点で、ソルベンシーIIがもたらした価値が損なわれたとは思いません。」

そして、除外規定を利用できないカナダに本社を置く損害保険会社Intact Financialにとって、公平な競争環境の概念が損なわれるかどうかの質問は、「その他のすべては完全に比較可能であるかのような暗示をしています」と、EVP兼CFOのLouis Marcotte氏は述べています。

「私たちの認識では、IFRS第17号の下でより比較可能性は向上するかもしれませんが、完璧ではありません。EUの除外規定は長期契約に適用可能ですが、損害保険会社にとっては比較可能性への影響という点で目立った変化を起こすものではありません」とMarcotte氏は言います。「かなりの選択肢がある分野がいくつかあるので、IFRS第17号の財務諸表は、市場間で同一ではない可能性があり、さらにはプレイヤー間でも異なるかもしれません。」

完璧ではないが悪くはない

SCORの副グループCFOのRedmond Murphy氏の疑問は、IFRS第17号に基づく財務報告は整合的なものになるという意見という広範な議論に関連しています。

「私たちの認識では、IFRS第17号の下で比較可能性が改善されるかもしれませんが、それは完璧ではありません。EUの除外規定は長期契約に適用可能ですが、損害保険会社にとっては比較可能性への影響という点で目立った変化を起こすものではありません。」

Louis Marcotte
Intact EVP兼CFO

「少なくとも一報告期間で、そのようになるとは純粋に思えません」とMurphey氏は言います。CSMの計算や異なるビジネスに対する準備金の数値計算など、IFRS第17号のメソッドロジーがいくつかの分野で大きな柔軟性を提供していることは、広く認識されていません。すなわち、「非常によく似たタイプのビジネスに対して異なる会社が異なる会計処理をするかもしれません。」

「整合性がもたらされるだろうという期待がありますが、実際にはそうならないでしょう」とMurphey氏は言います。「市場は、A社・B社・C社を比較して何をしているのかを解明しようとするために最初の数年を費やすことになるでしょう。」

時間が経てば、企業が採用するアプローチが変化することで、一部の側面が整合的になるかもしれませんが、「しかし、IFRS第17号の期首貸借対照表に組み込まれているため、変更できないものもあります」と同氏は付け加えます。

IFRS第17号が柔軟性を提供するのCSMと準備金だけではないとSCORのIan Kelly氏は指摘します。リスク調整は、整合性が損なわれる可能性のある別の領域です。

「リスクマージンについて非常に規範的なソルベンシーIIとは異なり、(IFRS第17号に基づく)リスク調整で利用可能な選択肢は、短期的には整合性がない可能性があることを意味します」とKelly氏は言います。会計基準の複雑さを前提とすれば、それを理解するにはユーザーにとって「かなりの時間」もかかり、投資家やその他の利害関係者にとってはさらに複雑になります。

結論

最終的に、調査対象者は、IFRS第17号がIFRS第4号よりもはるかに複雑であると言い、これらの複雑さにより、市場がその影響を完全に把握するのに時間がかかることを意味しています。

「そうは言っても、それは引き受けられているビジネスにより大きな透明性をもたらさずであり、私たちはそれをメリットとして見ています」とSCORのIan Kelly氏は言います。「そして、それは私たちの生保事業の価値をはるかに公正に表すでしょう。そして、企業がビジネスで生み出している価値をより明確に反映するでしょう。」

これは、多くの調査対象者からのフィードバックである、IFRS第17号の導入はより大きな比較可能性を提供するという、EUで利用可能な除外規定は、保険会社が裁量を行使できる分野の一つにすぎないため、公平な競争環境の目的に大きな影響を与えるべきではないだろうということ、と一致します。

その結果、コンセンサスは、IFRS第17号への準拠がもたらすと予想されている二つの主要なメリット - 業績をよりよく反映した財務諸表および資本への容易なアクセス - が、時間が経てば、除外規定を利用する会社にとっても有効であるということになりそうです。

一方、世界的に多くの保険会社にとって1月1日の期限が大きく迫るにつれて、基準に準拠するための導入の責任者は、準備ができているとほぼ確信しています。ある調査対象者が言ったように、「私たちは締め切りに間に合うことについて何の懸念も想定していません。それは、私たちの理想の状態ではどの部分が自動化され、どの部分がまだ手で処理することになるかに関するものです。」

しかし、すべての保険会社にとって、基準への準拠の中心にあるのはテクノロジーです。第回目の調査が示すように、これは、いくつかはまだ克服していない一連の課題を生じさせました。

「整合性がもたらされるだろうという期待がありますが、実際にはならないでしょう。市場は、A社・B社・C社を比較して何をしているのかを解明しようとするために最初の数年を費やすことになるでしょう。」

Redmond Murphey
SCOR 副グループCFO



連絡先

Francesco Nagari

グローバルIFRS保険リーダー
中国
fnagari@deloitte.com.hk

Larry Danielson

グローバルIFRS保険テクノロジー・リーダー
米国
ldanielson@deloitte.com

Anne Driver

グローバルIFRS17損保リーダー
オーストラリア
adriver@deloitte.com.au

Darryl Wagner

IFRS保険アメリカ地域リーダー
米国
dawagner@deloitte.com

Stephen Keane

IFRS保険ヨーロッパ中東アフリカリーダー
英国
skeane@deloitte.co.uk

Jerome Lemierre

IFRS保険ヨーロッパ中東アフリカリーダー
フランス
jlemierre@deloitte.fr

Murray McLaren

グローバルIFRS保険税務リーダー
英国
mmclaren@deloitte.co.uk

Andrew Warren

グローバルIFRS17 Tools and Acceleratorsリーダー
南アフリカ
anwarren@deloitte.co.za

Elaine Hultzer

グローバルIFRS17 Auditability Leader
オーストラリア
elhultzer@deloitte.com.au

注釈

- 2021 countdown underway: Insurers prepare for IFRS 17 implementation, Deloitte (2018). See: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Financial-Services/gx-fsi-global-ifrs-ins-survey-2018.pdf>
- IFRS 17 Insurance Contracts—Why annual cohorts? Hans Hoogervorst, IFRS Foundation (April 2022). See: <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2020/04/ifrs-17-insurance-contracts-why-annual-cohorts/>
- Ibid.
- Ibid.
- EU Insurers Exempted from Controversial Reporting Rule, Law360 (November 23, 2021). See: <https://www.law360.com/articles/1443041/eu-insurers-exempted-from-controversial-reporting-rule>
- European Union adopts IFRS 17 —with annual cohort exemption, Deloitte IAS Plus (November 23, 2021). See: <https://www.iasplus.com/en/news/2021/11/ifrs-17-eu>
- Ibid.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大塚、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

注意事項：本資料は Deloitte Global が作成し、デロイト トーマツ グループが翻訳・加筆したものです。和訳版と原文（英語）に差異が発生した場合には、原文を優先します。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301